

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市ふるさと元気寄附条例(平成 20 年和泉市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(寄附の申込み)

第 3 条 寄附の申込みは、和泉市ふるさと元気寄附申込書(様式第 1 号)、又はインターネット上の所定の申込フォームにより行うものとする。

(寄附金等の使途)

第 4 条 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定に基づき使途の指定があったときは、合理的な理由がある場合を除き、指定された使途に従って利用しなければならない。

2 市長は、和泉市ふるさと元気基金条例(平成 20 年和泉市条例第 25 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき廃止し繰り入れられたものについては、合理的な理由がある場合を除き、廃止された趣旨に従って利用しなければならない。

(記念品)

第 5 条 市長は、条例の規定に基づき寄附があったときは、予算に定めるところにより記念品を交付するものとする。

(運用状況の公表)

第 6 条 条例第 6 条の規定による公表は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

(1) 寄附の件数及び金額

(2) 条例の規定に基づき事業を実施した場合は、事業の名称及び事業の概要

2 市長は、寄附の状況を周知するため、必要に応じて随時運用状況を公表することができる。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 32 号)

この規則は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 76 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により申込みされた申込書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による申込書については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 29 年規則第 40 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により申込みされた申込書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による申込書については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 30 年規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により申込みされた申込書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

和泉市長 あて

申込者情報

ご住所：〒

ふりがな：

お名前：

ご連絡先：(ご自宅番号)

：(日中連絡先)

※ 携帯番号など

：(e-mail)

@

※寄附受領証明書発送先となります。

和泉市ふるさと元気寄附申込書

和泉市ふるさと元気寄附として、次のとおり和泉市に寄附します。

1 寄附金の使途及び額

※寄附金の使途を選ぶことができます。次の表の区分欄に○印を入れて、寄附される金額を記入してください。

事業の種類	区分
(1) 子育て、教育、文化・芸術、健康、都市基盤整備及び環境に関する事業	
(2) 産業・雇用及び観光に関する事業	
(3) 安全・安心に関する事業	
(4) 協働及び人権に関する事業	
(5) 再資源化の推進奨励	
(6) 奨学金の貸付け	
(7) 久保惣記念美術館の美術品等の取得	
(8) 新庁舎の整備に関する事業	
(9) その他(具体的に：)	
(10) 市長が必要と認める事業	

金 額 円

2 お支払い方法： 郵便振替 直接持参(窓口にてお支払)

3 ポイント付与の希望の有無(いずれか一つにレ点をご記入ください。)

記念品交換を希望する記念品交換を希望しない(記念品を辞退する)寄附金額6,000円未満(対象外)

★ポイント換算

寄附金額	付与ポイント	寄附金額	付与ポイント
6,000円	6,000ポイント	50,000円	50,000ポイント
10,000円	10,000ポイント	100,000円	100,000ポイント

※寄附金額6,000円以上でポイントが付与され、6,000円を超える寄附額が1,000円増えるごとに1,000ポイント付与します。なお、ポイント付与対象となる上限寄附金額はありません。

裏面も忘れずにご記入ください。

4 記念品 ★ご希望の記念品を、以下にご記載ください。

※取得できるポイントにつきましては、本申込での使い切りとなり、ポイントを残すことができませんので、ご了承ください。記念品は【記念品リスト】からお選びください。

(数量限定、受付期間限定の記念品はお選びいただけません。予めご了承ください。)

	商品コード	記念品名	数量	ポイント	ポイント小計
①					
②					
③					
④					
⑤					
				ポイント合計	

※申込者情報と異なる住所へ記念品送付を希望される方のみご記入ください。

ふりがな：

お名前：

ご住所： 〒 _____

ご連絡先：(ご自宅番号)

(日中連絡先)

※携帯番号など

5 寄附金税額控除に係る申告特例 (ワンストップ特例)

寄附金税額控除に係る申告特例 (ワンストップ特例) の申請書をご要望の方はチェックをしてください。ご要望の場合は、本人確認のため「性別」、「生年月日」のご記入をお願いします。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書を要望する。

・性別：男性 女性

・生年月日：_____年_____月_____日

6 その他

和泉市への応援メッセージ、ご意見等がありましたら、ご記入ください。

7 申込前の確認事項 (必ずご確認の上、お申込みください。)

- (1) お寄せいただいた個人情報、本市が寄附金の受付及び入金に係る確認、連絡並びに寄附金受領証明書等の書類、記念品の送付等に利用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。
- (2) 記念品の確認及び送付等を行うため申込者情報及び寄附情報等を委託先である株式会社 J T B が集約管理いたします。
- (3) 記念品は、販売店等から直接お送りさせていただきます。
- (4) 寄附金受領証明書等は「申込者情報」の氏名・住所で発行します。
- (5) 市町村によって寄附のお礼の仕方は様々です。和泉市のふるさと元気寄附制度をよくご確認の上、お申込みください。
- (6) 平成 30 年所得について、税の軽減を受ける場合には、寄附金受領証明書等の領収日が平成 30 年中であることが必要です。領収日は、クレジットカード決済の場合は「決済日」、郵便振替の場合は、郵便局での「振替日」となります。

★和泉市ふるさと元気寄附事前同意

上記確認事項に同意します (レ点をご記入ください。)

ありがとうございました。